

# 水田転換畑の排水について

熊本県・高道農業協同組合  
企画管理課長

高村之久

現地で農業生産にとりくむ者として、国際的な変化に全く無関心、国内食糧の消費動向を無視しての生産活動はないわけで、今、当惑と混乱の中で、試行錯誤を重ねてきた過去をふりかえり、反省も含めて、本年からはじまった第2次の米の生産調整への対応と、その基本的条件整備である「転換水田」の排水対策等にとりこんでいる。

## 1. 地域の概況

熊本県玉名郡岱明町は、昭和30年に旧4ヶ村が合併して発足、昭和40年に町制を施行した熊本県の西北部に位置する農村である。国鉄鹿兒島本線、国道208号線が町を縦貫し、明治時代から工業都市として発展した福岡県大牟田市と、玉名市にはさまれた町で、熊本市まで約30km、都市の経済圏にとり込まれている。このため以前から安定雇用の機会にも恵まれ、兼業農家の割合も多く、恒常的職員勤務農家が在宅通勤の形態で近年増加した。

当農協地区内の耕地の状況は、町の北側にある「小岱山」(503m)から、南になだらかな畑地帯の洪積台地が広がり、有明海に面した旧干拓地は、そのほとんどが沖積層の砂壤土からなる、よく肥えた水田である。

農家1戸あたりの耕地面積は70aと零細で、水田のみについてみると、53aにすぎない。

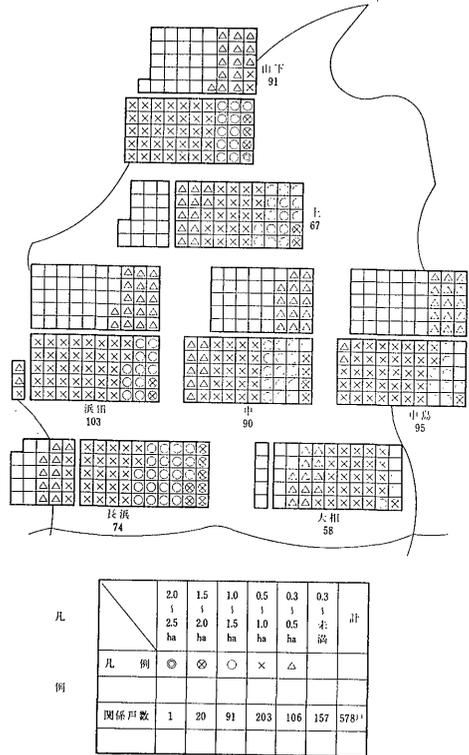
経営規模別農家の状況は図一のとおりで、0.5ha未満が45%を占め、2haを超える農家は、総農家戸数578戸の中でわずか1戸にすぎず、0.3ha未満の零細な二種兼業農家は157戸、27%に達している。これは、当地区がこれまで「海苔」の養殖を副業として農業を営んできたからで、昭和40年までは、「海苔」の水上げ高は、農業生産額をはるかに上回る所得をもたらしていた。その結果、漁業権(漁場行使権)獲得のために分家が盛んに行われ、これが耕地の零細化と、階層分化に一層の拍車をかけ、耕地は急速に零細化した。

## 2. 転換を計画した水田の状況

前述のとおり、当地区の水田は、すべて菊池川デルタ地帯の沖積層であるため、標高が低く、雨期には、潮位の関係では、少しの雨でもすぐ湛水するので、夏期の農作物としては、水稻以外は栽培が困難な地域であった。

水田の歴史は古く、慶長年間から始まった干拓事業は数次に亘って行われ、明治28年まで都合4回で約300haの水田が造成されたが、水管理の型態は、あくまで戦前・戦後の食糧増産の基本政策にそったもの、すなわち「稲

図一 高道地域耕地規模別分布状況 (戸数)



作」を中心にした耕地の造成であったわけで、他の作物への転換は極めて困難であった

昭和45年以降の米の生産調整への対応には、何よりも水田の条件整備が緊急で、不可欠の事業であった。

## 3. 圃場条件の整備と転作の推進

施設野菜の集団産地造成を目標として、昭和44年~45年に、上地区で25haの水田の圃場整備が実施され、耕作者58戸は、仮換地処分後、その耕地を農協に預けることにした。これを預かった農協は、土地所有者に対し、ハウス経営の利益還元として、10a当り年間玄米7俵(60kg)に相当する金額を保証することを基本に、協議を進め、その結果、25名から4.6haの土地の預託を受け、そこを中心に、ビニールハウス団地の造成を計画した。現在11戸の「春トマト」栽培農家を中心に、20戸が、「トマト」、「メロン」の施設野菜を栽培している。

団地化されなかった部分の耕地は、当初は休耕し、現在は水稻を栽培している。特に、この団地の生産調整で果たした役割は、高く評価されている。

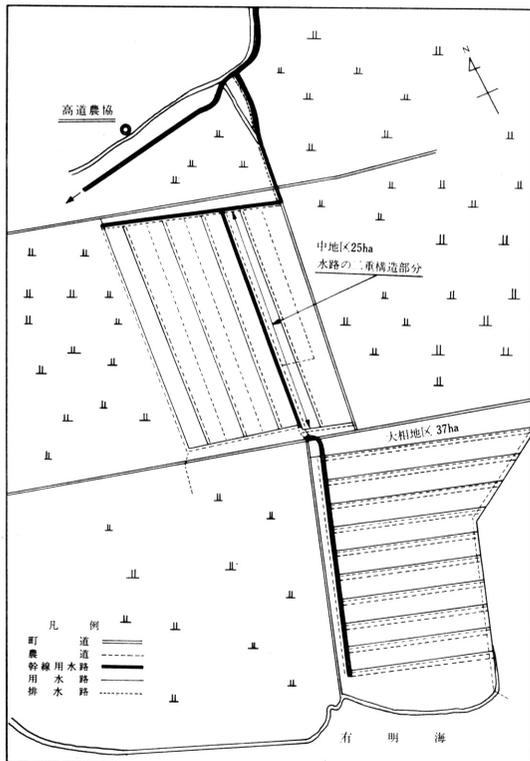
それは、農協地区内に割当てられた生産調整数量を、そのまま各農家に割当てた場合、当然発生する「バラ転」、「バラ休」による弊害をさけるため、割当面積を1ヶ所にまとめることを考えた農協の方針に協力して、圃場整備地区が一括引受け、その見返りとして、米の生産

調整を避けられた他の地区の全戸から「拋出金」を集めて、一括引受けた地区に交付する制度をとり入れることによって、昭和45年からはじまった第1次の米の生産調整を、順調に乗り切ることが出来た。

4. 今後の推進方向

厳しく実施される水田利用再編対策等の推進にあたって、再び、この「拋出金」方式による転作団地造成を検討した結果、図一2に示す中地区25ha、大相地区37ha、計62haを対象として、現在作業を進めている。2地区とも圃場の各々は1筆10aまたは20aに整理されているが用排水路の分離が行われていなかったため、現在、転作団地化への対応を急ぐため、その工事を急いでいる。既

図一2 水田の用排水路線図

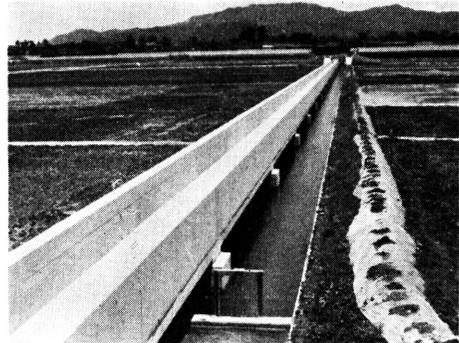


に本年度に幹線用排水路の工事が終了した(写真)この水路は、上部が用水路で、下部が排水路の二重構造になっており、全国的にもその工法は珍らしいとされている。

今この地区の耕作者、中地区90戸、大相地区68戸の耕作者と協議を進め、これまで耕作者が、稲を栽培して得られた利潤を上回る利益を分配できるような、集団による転作を推進したい。

**訂正** 6月号所載：鈴木皓先生の“作物栄養と硫黄の役割”第3図“自然界における硫黄の循環”中、最上部中央の「有機態硫黄」は「硫酸態硫黄」の誤りに付き、訂正致します。(係)

完成した幹線用排水路



現在の10a当りの水稻の収支の概算は、表一1のとおりであるから、一応10万円見当の分配金を予定している。その基本的構想は表一2のとおりである。

表一1 10a 当たり水稻の収支試算

I 生産費

	熊本県(昭51年)円	岱明町(昭52年)円
1. 種 苗 費	1,519	1,520
2. 肥 料 費	8,778	6,385
3. 農 薬 費	6,524	10,353
4. 光 熱 動 力 費	2,430	1,700
5. 諸 材 料 費	823	3,000
6. 土 地 改 良 水 利 費	2,625	1,000
7. 賃 借 料 利 用 料	4,480	3,600
8. 建 物 設 備 費	1,681	
9. 農 具 費	17,496	32,839
10. 労 働 費	39,874	35,000
計	86,230	95,397

II 収 益

1. 収 量	496kg	510kg
2. 粗 収 益	141,005	146,472

III 差 引 利 益	54,775	51,075
労働報酬 + 利益	94,649	86,075

転作作物に何を选定するかは、団地型成さえ出来れば当地方でこれまで栽培されているものは、すべて有利な経営を展開することができる。基本的には、全気象型、全天候型の営農活動を可能にする圃場条件の整備が、地下水の排水対策も含めて特に急務で、水田利用再編対策を推進するための不可欠の条件と考えている。

表一2 集団転作のための補償金負担方式

(1) 特定作物以外の場合

$$\begin{matrix} \text{転作水田の補償金} & \text{転作による奨励金等} & \text{稲作農家からの拋出金} & \text{転作作物が負担する補償金} \\ 100,000\text{円} & - & 15,000\text{円} & = & 35,000\text{円} \\ \text{(集団で水稻を転作する耕地に支払う金額)} & \text{(40,000円)} & & & \\ & \text{計画加算} & & & \\ & \text{10,000円)} & & & \end{matrix}$$

(2) 特定作物の場合

$$100,000\text{円} - \begin{matrix} (55,000\text{円}) \\ (15,000\text{円}) \end{matrix} + 15,000\text{円} = 15,000\text{円}$$